

徳島県教育委員会規則第九号

徳島県教育委員会職員服務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年四月十八日

徳島県教育委員会教育長 中 川 斉 史

徳島県教育委員会職員服務規則の一部を改正する規則

徳島県教育委員会職員服務規則（昭和四十二年徳島県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表中「午後一時まで」の下に「（勤務時間条例第六条第二項第二号又は第三号の規定に該当する場合は、同項の規定に基づき教育委員会が別に定めるところにより休憩時間として定める一時間）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。